

## ★入厩規約

### 1. 馬インフルエンザ予防接種要項

下記、「日本馬術連盟 予防接種実施要領」参照

### 2. 日本脳炎予防接種要項(7月から10月に入厩する際に必要)

(1)毎年2週間から2ヶ月の間隔で2回接種すること。但し、流行期に十分な抗体価を維持するため、接種時期は5月～6月とする。

(2)所定の予防接種が5月～6月に完了していない場合は、10月末までに必ず接種すること。

### 3. 輸入検疫証明書について

輸入後または海外遠征後に入厩する場合は輸入検疫証明書(写)を馬の健康手帳に必ず添付してください。

(1)新たに外国から輸入した馬は、輸入検疫開放後から3ヶ月未満の入厩は出来ません。

(2)海外遠征から帰国した馬は、農林水産省畜産局長の通達により所定の条件ごとに着地検疫期間等が異なります。動物検疫所あるいは家畜衛生保険所の指示に従ってください。

### 4. 馬伝染性貧血検査について

入厩日の5年前の1月1日以降の家畜保健衛生所または獣医師による検査成績が、陰性である証明が必要です。

---

日本馬術連盟 予防接種実施要領(引用)

平成27年1月1日 改正

公益社団法人日本馬術連盟(以下、JEF)は、JEF 登録馬に対する検査・予防接種実施要領を以下のとおり定める。

### 1. 馬インフルエンザ予防接種

(1) JEF 競技会に参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種(2回目)から7ヵ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

#### 【経過措置】

1. 2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬について

① 基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。

② 2回の基礎接種の間隔は、2週間以上2ヵ月以内であれば可とする。

2. その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。

(2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種または基礎接種(2回目)を受けていなければならない。

(3) 競技場へ入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。